

鳥取県公報

平成 30 年 6 月 15 日(金) 第 9 0 1 0 号

毎週火·金曜日発行

			目 次
\Diamond	告	示	一般国道の区域の変更(408)(道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
^		ėl.	指定代理納付者の指定(411)(会計指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	公司	告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活環境課)・・・・・・・・3
\Diamond	調達生	2百	一般競争入札の実施(病院局総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			一般競争入札の実施(鳥取県立中央病院)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 一般競争入札の実施(教育委員会事務局教育環境課)・・・・・・・・・・・・10
			一般競争入札の実施(警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
			一

示

鳥取県告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同 項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年6月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

鳥取県知事 平 治

路線名	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
	© (B)	前後別	(メートル)	(メートル)
183号	日野郡日南町河上字船谷原14地先から同町宮内字中	変更前	7 4 - 100 6	1186. 0
	渡道下モ1954地先まで		7. 4~122. 6	
	日野郡日南町河上字船谷原14地先から同町宮内字中		0.7-100.0	001.0
	渡道下モ1954地先まで		8.7~100.2	921. 0
	日野郡日南町宮内字横砂河原686-2地先から同町宮		7 4 - 60 0	C00 A
	内字上ミ井手ヶ市場ヶ谷ノ下モ654-2地先まで		7. 4~68. 8	628. 0

鳥取県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同 項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年6月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
183号	日野郡日南町河上字船谷原14地先から同町宮内字中渡道下モ1954地	平成30年6月15日
	先まで	

鳥取県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 雄

	主たる事務所	指定に係る障害福祉	指定に係る障害福祉	障害福祉サー	
名 称	上にる事務所 の所在地	サービス事業を行う	サービス事業を行う		指定年月日
		事業所の名称	事業所の所在地	ビスの種類	
特定非営利活動	大阪府堺市堺	クロスジョブ米子	米子市大工町97	就労定着支援	平成30年6月
法人クロスジョ	区市之町東6				11日
ブ	丁 2 -16				

鳥取県告示第411号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定 したので、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第25条の2の規定により告示する。

平成30年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる	指定代理納付者に	歳入を納付させる期間	
1月足八连附刊名 少石桥	事務所の所在地	納付させる歳入		
ソフトバンク・ペイメン	東京都港区東新橋一丁目	インターネットを	平成30年4月1日から平成31年3月31	
ト・サービス株式会社	9 - 2	利用して納付する	日まで	
		ふるさと納税		

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年6月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以 下「許可」という。) を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。) を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日時	場	受 講 対 象 者
	平成30年7月12日午	鳥取市東町一丁目271	鳥取、郡家及び智頭の各警察
初心者講習	前10時から午後3時	鳥取県庁第二庁舎4階	署の管内に居住する者
	30分まで	第32会議室	
	平成30年7月18日午		
経験者講習	後1時30分から午後	n	"
	4時30分まで		

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,800円
 - イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月15日

鳥取県営病院事業管理者 中 林

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量 鳥取県立中央病院電動ベッドほか 一式

- (2) 調達物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

平成30年11月30日(金)

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金 額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入 札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額か ら当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす る。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年6月15日(金)から同年7月26日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていない者であること。
- (3) 平成30年6月15日(金)から同年7月26日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分が、医療・理化学機器類の医療機器に登録されているものであること。

なお、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しよ うとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1 項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請 書類を平成30年6月26日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するた めの登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理及びその他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであ ること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

- 4 入札手続等
 - (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

電話 0857-26-2271 (内線2885)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年6月15日(金)から同年7月6日(金)までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/) から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵 送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交 付期間中に請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成30年6月15日(金)から同年7月6日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か ら午後5時まで。

- イ 交付場所又は郵送申込先
 - (1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(5)に定める日の前日の午後5時までに、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成30年7月26日(木)午後1時30分

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第5会議室

ウ 提出書類

(ア) 入札書 1 通

(イ) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書を、4の(1)の場所に平成30年 7月6日(金)午後4時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなけ ればならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財 務規程」という。) 第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則 (昭 和39年鳥取県規則第11号) 第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な 入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がな されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこと となるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入 札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electric bed and other, 1 Set
- (2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation: 4:00 PM, 6 July, 2018
- (3) Time limit of the submission of tenders: 1:30 PM, 26 July, 2018 Time limit of the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 25 July, 2018
- (4) Please contact for notice: Construction Promotion Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2885

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月15日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院清掃等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年12月15日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金 額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入 札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以 下「入札見積金額」という。)から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記入すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とす る。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 平成30年6月15日(金)から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指 名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指 名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 平成30年6月15日(金)から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生 法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 するとともに、以下の業種区分の全てに登録されている者であること。
 - (ア) 建物等の保守管理の建築物内部清掃
 - (イ) 建物等の保守管理の建築物外部清掃
 - (ウ) 建物等の保守管理の給水管理(清掃)

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分 に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録 に関する申請書類を平成30年6月22日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入 札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡する

- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。) 第12条の2第1項の規定により、同項第1号及び第5号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者で あって、公告日現在において、当該事業に係る作業の監督を行う者の必要な資格を有する者と雇用関係を 有しているものであること。
- カ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者として一般財 団法人医療関連サービス振興会の認定を受けていること。

- キ 平成25年度以降に1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が20,000平方メートル以上の病院(医 療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。)の清掃業務を12月以上継続し て履行した実績を有する者であること。
- ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- ケ 本件業務の履行期間中、建築物衛生法第7条第1項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付 を受けている技術者を本件業務に係る業務責任者として専任し、本件業務の実施日時に対象施設へ常駐さ せることが可能である者であること。
- (2) 共同企業体に関する要件
 - ア 構成員は、(1)のアからキまでの要件を全て満たしていること。
 - イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のケの要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ 場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - オ 各構成員は、この公告に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資比率又は役割分担
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (コ) 取引金融機関
 - (サ) 解散後のかし担保責任
 - (シ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局

鳥取県中央病院事務局総務課管理担当

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当

電話 0857-26-2271 (内線2206)

電子メール chuoubyouin@pref. tottori. lg. jp

(2) 競争入札参加資格審査者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成30年6月15日(金)から平成30年7月9日(月)までの間にインターネッ ト上の鳥取県立中央病院のホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/) から入手するこ と。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成30年6月15日(金)から平成30年7月9日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時

から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年7月26日(木)午後4時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(水)午後4 時とする。

イ 場所

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院第5会議室(本館2階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示 す入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「事前提出物」という。)を、4の(1)の場所に平成30 年7月9日(月)午後4時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 清掃業務委託契約に関する施設管理調達低価格入札調査制度実施要領(平成24年1月17日付中病第492 号)に基づき設定している調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求め に応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額に100分の5以上の金額を入札書に添 えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程 第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることが

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす る。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第 11号) 第127条の規定の例に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を 行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされな いおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる おそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した 他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Tottori Prefectural Central Hospital, 1 Set
 - (2) Delivery period: From 15 December, 2018 through 31 March, 2022
 - (3) Delivery place: 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
 - (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 4:00 PM, 9 July, 2018
 - (5) Date and time for the submission of tenders : 4:00 PM, 26 July, 2018Deadline for the submission of tenders by registered mail: 4:00 PM, 25 July, 2018
 - (6) Please contact: General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2206

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

.....

平成30年6月15日

鳥取県立米子南高等学校長 永 野 之

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称

鳥取県立米子南高等学校コンピュータ実習室・電算機実習室パソコンシステム 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量 入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

(4) 納入期限

平成30年8月31日(金)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載 した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料(保守料等を含む。)の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年6月22日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成30年6月15日(金)から同年7月25日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成30年6月15日(金)から同年7月25日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立米子南高等学校

- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続に関する問合せ先

〒683-0033 米子市長砂町216

鳥取県立米子南高等学校

電話 0859-33-1641

電子メール yonagom-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成30年6月15日(金)から同年7月10日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年7月25日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月24日(火)午後5 時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな ければならない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年7月10日 (火) 正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納 付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。 以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって 入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computer system, 1 set
- (2) July 10,2018 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) July 25, 2018 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders
 (July 24, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice: Tottori Prefectural Yonago Minami High School 216 Nagasuna—cho, Yonago—shi, Tottori 683—0033 Japan

TEL: 0859-33-1641

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量 ノーツサーバ賃貸借及び保守業務 一式
- (2) 調達案件の仕様 入札説明書による。
- (3) 履行場所入札説明書による。
- (4) 履行期間
 - ア 借入物品及び購入物品の納入期限 平成30年11月30日(金)まで
 - イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間 平成30年12月1日(土)から平成35年11月30日(木)まで(60ヶ月間)
- (5) 契約金額等
 - ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を月額の契約金額とする。
 - イ 入札者は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(60月)で月割りした1月当たりの単価を、入札 説明書に示す方法に従って見積もること。
 - (ア) 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用
 - (イ) 調達案件の物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間満了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額
- 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式で それぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

- (1) 単独企業に関する要件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成30年6月15日(金)から平成30年7月25日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
 - ウ 平成30年6月15日(金)から平成30年7月25日(水) (再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
 - エ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務 用機器のパソコン類に登録されているものであること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取 県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入 札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年6 月28日(木) 正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であ ることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- この公告に示した調達案件を履行することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサ ービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。
- キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件
 - ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。
 - イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシス テム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、 その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争 入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年6月28日(木)正午までに4の(2)の場所に提 出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4 の(2)の場所に必ず連絡すること。

- ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこ
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で平成30年6月15日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年7月25日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(火)午後5時ま

でとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする 物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成30年7 月3日(火)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければな
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札価格に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札 書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取 県規則第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保 の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として月額の契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければな らない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証 金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Notes server, 1 set
- (2) July 3, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) July 25, 2018 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

July 24, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
 -271 Higashi-machi Tottori-shi Tottori 680-8520 Japan
 TEL 0857-23-0110